がいょうばん概要版

# 三芳町障がい者福祉計画 だい き みょしまちしょう ふく し けいかく 第6期三芳町障がい福祉計画 だい き みょしまちしょう じ ふく し けいかく 第2期三芳町障がい児福祉計画

しゃふ くしけいかく

れいわ ねんど れいわ ねんど (令和3年度~令和5年度)



三芳町においては、平成12年3月に保健・医療・福祉の総合計画として「当時町福祉計画」 ぬくもり・ささえあい・みどりのハートフルプラン」を策定し、その後、数度の改定を経て、平成30年度に、「当時町障がい者福祉計画・第5期当芳町障がい福祉計画・第1期三芳町障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある方も安心して暮らせるまちづくりを展開してきました。

このたび、同計画の策定期間の満了を迎えることに伴い、「三芳町障がい者福祉 けいかく だい きみょしまちしょう ふくしけいかく だい きみょしまちしょう さくてい きょうします。 第6期三芳町障がい福祉計画・第2期三芳町障がい児福祉計画」を策定します。

これまでの取り組みに加え、国・県の新たな障がい者施策の動向や各種制度の改正、 
「はようがいのある方のニーズの変化等に的確に対応し、町の障がい者福祉施策の一層の推進を図ります。

「三芳町 障 がい者福祉計画」は、障害者基本法に基づく、障 がい者のための施策に関する基本的な 考え方や方向性を定めるためのものです。

「第6期三芳町障がい福祉計画」は、障害者総合支援法、「第2期三芳町障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法、「第2期三芳町障がい児福祉計画」は児童福祉法に基づく、「市町村障害福祉計画」、「市町村障害児福祉計画」として、 障がい福祉サービスや障がい児支援等の見込み量や必要量確保のための方策等を定める 計画です。障がい者(児)の支援については、様々な分野の取り組みを総合的・一体的に進める必要があることから、両計画について整合性をもって総合的に策定します。

れいわ ねん がつ 令和3年3月 みよしまち 一芳町

# けいかくりねん計画の理念

三芳町に暮らす障がいのある人もない人もすべての人が、 お互いを認め、理解しあい、支えあいながら、 ともに生活する社会(共生社会)の実現を目指します。

障害者基本法では共生社会の実現に向けた基本原則として、すべての障がいのあるひと人に、「あらゆる分野の活動に参加する機会」、「どこで誰と生活するかについての選択の機会」、「意思疎通のための手段についての選択の機会」、「情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会」、「情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会」、「情報の取得又は利用のためのずりについての選択の機会」、「情報の取得又は利用のためのが、手段についての選択の機会」の確保と拡大が位置づけられています。またそのために、「は、」がいを理由とした差別や権利・利益侵害を禁止するとともに、参加と選択の機会を妨げる社会的障壁の除去または合理的な配慮を求めています。

当芳町に暮らす障がいのある人が、自己決定と自己選択により主体的に暮らしていくためには、必要となる様々な支援の充実とともに、地域の中での支え合いや、差別や権利の侵害を許さない地域づくりをさらに進めていく必要があります。

本計画は上記の基本理念のもとに、障がいのある人の視点に立ち、ライフステージに 満ったいきだいできるよう、地域社会への働きかけや がいきせいかしょう かんぜん ちいきせいか しょん あんぜん あんぜん ちいきせいか 地域生活支援の充実、社会参加の支援や安全・安心の取り組み等、幅広い施策の推進に 取り組みます。

本計画は、身体障がい、気的障がい、精神障がい(発達障がい、高次脳機能障がいを含む)、難病、その他の心身の機能の障がいがある人で、障がい笈び社会的障壁により継続的に自衛生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とし、その家族や地域、社会学体への働きかけも含めた施策を推進します。

# けいかく きほんもくひょう 計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、次の7つの基本首々を定め、施策を推進します。



## じょうほう そうだん けんりょうご じゅうじつ 情報・相談・権利擁護の充実

障がい特性に配慮した情報提供や相談しやすい窓口の整備、障がい者差別解消に 向けた取り組みを強化します。



#### せいかつしえん じゅうじつ 生活支援サービスの充実

福祉サービスの質の同じとともに、グループホームや通所施設などの生活基盤の整備に努めます。



#### ほけん いりょうたいせい じゅうじつ 保健・医療体制の充実

母子保健や精神保健福祉、繁急時の医療体制やリハビリテーション支援などに取り組みます。



## しょう じしえん じゅうじつ **障 がい児支援の充 実**

対権関・保育所・学校・学校教育卒業後、それぞれの段階をつなぎ、切れ首なく支援を受けられる体制を発覚します。



#### 社会参加への支援

社会参加活動や雇用・就労支援など、主体的な活動を受える取り組みを進めます。



#### あんぜん あんしん せいかつかんきょう せいび 安全・安心な生活環境の整備

建物・道路・情報のバリアフリーに取り組みます。また、災害時の避難支援の取り組みを進めます。



#### ちいきふくし すいしん 地域福祉の推進

# しさく たいけい 施策の体系

	きほんもくひょう 基本目標	施策	じぎょう 事業
	じょうほう そうだん けんり 情報・相談・権利 ょうご じゅうじつ 擁護の充実	(1)情報・コミュニケーショ しぇゕ じゅうじっ ン支援の充実	①広報紙・ガイドブックの活用 ②ホームページ等の活用 ③コミュニケーション支援事業 ④通訳者・集ったはますの数数 ⑤手話言語条例の推進
1		(2) 相談・ケア体制の充実	①障がい者相談支援事業 ②基幹相談支援センターの整備 ③自立支援協議会相談支援部会の活用 ④障がい者相談交流をできないますがあるの活用 ④障がい者相談のロの充実 ⑤医療的ケアが必要な方への相談支援
		(3)権利擁護の充実	①成年後見制度利用支援事業 ②人権擁護の推進 ③障がい者差別解消に向けた取り組みの強化 ④虐待防止の取り組みの推進 ⑤福祉サービス利用援助事業の啓発・支援
		(1) 日常生活の支援	(1) 訪問系サービスの充実 (2) 日 中活動系サービスの充実 (3) 福祉用具等の利用支援
	せいかつしえん	(2) 移動支援	①移動支援事業 ②多様な移動手段の支援 ①居住支援
2	生いかっしぇ ん 生活支援サービス <sup>にゅうじっ</sup> の充実	(3)居住の場の確保	②施設の予防支援 ③を様な住まいの確保 ④性をかばへの支援
		(4)経済的支援	① (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
	ほけん いりょうたいせい 保健・医療体制の じゅうじつ 充実	呆健·医療体制の   ヾニク ≧凉戸門のため	①健康管理の推進 ②母子はほけん じゅうじゅ ②母子は保健の充実 ③高齢障がい者への支援
3			①医療的ケアの充実 ②医療費等の助成 ③ ないままでは、
			① 精神障がい者相談体制の充実 ②こころの健康づくり事業の推進 ③ 地域交流事業の促進 ④精神障がい者の医療の充実 ⑤うつ病・自殺対策の充実

	きほんもくひょう 基本目 標		事業
			①早期発見・早期対応の体制づくり
		こ (1)子どもの成 長 支援	②療育支援の充実
		(1)子どもの成 長 支援	③継続した支援体制の確立
			<ul><li>④ 障 がい児の親への支援体制の確立</li></ul>
1	しょう 障 がい児支援の	(2)保育・教育支援の充実	①統合保育の推進
4	じゅうじつ	(2)保育・教育支援の允実	②保育・教育相談の充実
	充実		①特別支援教育の推進
		がっこうきょういく じゅうじつ (3)学校教育の充実	②教職員研修の充実
			③学校施設の整備
		(4) 放課後支援の充実	①学童保育室の充実
		(4)放床後又接の元 夫	②地域生活支援事業の活用
			①就労相談の充実
			②障がい者雇用の促進
		しまん (1)就 労 の支援	③就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援
		(1) 弧力 (7) 以入1及	① 職 業 訓練の推進
			⑤ は かっと まいかっしゅうかん かくりっ しょん りょう しゅうかっ しゃん かくりっ しょん 関 慣の確立への支援
			(⑥就 労支援のネットワークづくり
		(2)福祉的就労の充実	
	しゃかいさんか しえん	(乙) 個性的就 为 切儿 关	②障がい者施設生産物の販売支援 ①情報提供の工夫
5	しゃかいさんか 社会参加への支援		か <b>〈</b> ほ
		(3)生涯学習の推進	②ボランティアの確保
			②図書館事業の充実 ここうみんかんじぎょう じゅうじつ
			こうみんかんじぎょう じゅうじつ ④公民館事業の充実
		。 (4)スポーツ・文化活動の	①自主サークルなどの活動支援
			②スポーツ・レクリエーション施設の充実 ③スポーツ・レクリエーション振興事業への
		まいしん 推進	③ スポーツ・レクリエーション振興事業への   まかかそくしん   参加促進
		JEZE	参加促進 うまっかんをいいくさい きんかそくしん ④町民体育祭への参加促進
			①人にやさしいまちづくりの推進
		ふくし (1) 短述のまたべた!!	②公共施設のバリアフリー化
		(1) 福祉のまちづくり	③情報バリアフリーの推進
6	あんぜん あんしん せいかつ 安全・安心な生活		・ 「
	g 生 g lo to エル <sub>かんきょう せいび</sub> 環 境 の整備		②災害時要援護者対策の充実
	現 児 の登加	(2)防犯・防災対策の推進	③避難所での障がい者支援
		(2) 奶化 奶火灯火砂压压	(4)防犯情報の配信
			⑤ 消 費者保護の取り組み
			⑤消費者保護の取り組み ①啓発活動の推進
		(1) あいサポート運動の推進	②職員研修の充実
			③ボランティア活動の支援
			①交流保育の推進
			②みよしまつりの開催
	ちいきふくし すいにん	(2)交流の場の充実	③福祉まつり事業への協力・支援
7	もいきふくし すいしん 地域福祉の推進	/ / / / / / / / / / / / / / / / / /	④町民文化祭の開催
			りまいき こうりゅうかっとう じゅうじつ ⑤地域での交流活動の充実
		(3) 障 がい当事者団体等の	①障がい当事者団体等の活動支援
	_	では、「はいしまん」 育成支援	②団体間のネットワークづくり
		しょう とうじしゃさんか すいしん	①まちづくりへの参画
			②福祉施策検討への参画
<u> </u>			⑤田田旭水(大町、竹)

# しょう ふくし みっこ りょう かくほさく **障がい福祉サービスの見込み量と確保策**

#### (1) 訪問系サービス

Lip & U. T.	れいわ ねんど 令和3年度	れい カー ねん ど 令和 4 年度	れい か ねん ど 令和 5 年度	
ままたくかいこ じゅうとほうもんかいこ こうどうえんご どうこう 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行	270 時間	233 時間	200 時間	
えんご じゅうどしょうがいしゃなどほうかっし えん 援護、重度障害者等包括支援	29 人	26 💍	23 👗	

地域移行の促進や新たに制度の対象となった難病態者の利用通加に控い、サービス利用者が 増加した場合にも半労に対応できるよう、事業者に対し情報提供を行い、多様な事業者の参え を促進していきます。

また、サービスの質の同じを図るため、サービスの短い手となる事業者に対し、技術・知識の同じを目的とした情報提供や支援を行っていきます。

#### (2) 日中活動系サービス

Lugan 種類	************************************		れい カ 令和 4 年		<sup>れい お</sup>	度
せいかつかいご生活介護	1, 065	人日分	1, 050	たんにちぶん 人日分	1, 035	人日分
生活介護	53	人	52	人	51	人
じりつくんれん きのうくんれん	4	人日分	4	人日分	4	人日分
自立訓練(機能訓練)	1	<u></u>	1	<u></u>	1	<b>人</b>
じりっくんれん せいかつくんれん 自立訓練(生活訓練)	7	人日分	7	人日分	7	人日分
自立訓練(生活訓練)	1	人	1		1	人
しゅうろういこうしぇん 就 労移行支援	326	人日分	459	人日分	645	人日分
	15	人	19	Ĭ,	25	<u>大</u>
しゅうろうけいぞくしまん 就労継続支援(A型)	200	人百分	226	人日分	257	人日分
別 分極続文援(A 型) 	12	人	14	<u></u>	17	人
しゅうろうけいぞくしまん 就労継続支援(B型)	1, 169	人百分	1, 210	人日分	1, 252	人日分
	66	人	68	Ĭ,	71	<u>大</u>
にゅうろうていちゃくし えん 就労定着支援	3	<u></u>	5	<u></u>	7	<b>人</b>
りょうょうかい こ 寮養介護	3	人	3	人	3	人
たんきにゅうしょ ふくしがた 短期入所(福祉型)	37	人日分	31	人日分	25	人日分
短期入所(福祉型)	2	<u></u>	2	<u></u>	1	<u></u>
たんきにゅうしょ いりょうがた 短期入所(医療型)	8	人日分	8	人日分	8	人日分
短期人 所(医療型 <i>)</i> 	1	<u></u>	1	<u></u>	1	اتد گ

#### \* **生活介護**

事業者に対し情報提供を行い、多様な事業者の参えを促進していきます。

#### 自立訓練(機能訓練、生活訓練)

しょう 障がいのある人が、自立した自分らしい生活を送るために必要な訓練などの充実に努めます。

#### ・ 就 労 移行支援、就 労 継続支援 (A型、B型)、就 労 定 着 支援

#### •療養介護

#### ・短期入所(ショートステイ)

まそんしせう。 既存施設などと協議して、ショートステイの充実を働きかけます。

#### (3) 居住系サービス

Lean <b>種</b> 類	れいわ ねんど 令和3年度	和い カ	令和5年度	
じりっせいかつえんじょ 自立生活援助	1 人	1 人	1 人	
共同生活介護(グループホーム)	26 戊	30 🖔	34 🖔	
しせっにゅうしょしぇん 施設入所支援	31 人	32 人	33 🖔	

ここ製作では突きな変化は全じないと考えられますが、介助者の高齢化等に作い、特別節には利用意向が上覚する可能性もあります。必要となったときに生労な量が確保できるよう、利用意向に注意しつつ、抗躁指針と覚護し情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行います。

#### そうだんしえん **(4) 相談支援**

Lua an <b>種</b> 類	れいわ ねんど 令和3年度	和小型	和 5 年度	
計画相談支援	47 گ	56 人	68 人	
もいまそうだんしぇん ちいまいこうしぇん 地域相談支援(地域移行支援)	1 人	1 人	1 人	
もいをそうだみしえん ちいきていちゃくしえん 地域相談支援(地域定 着支援)	5 人	5	5 人	

計画和談支援を実施できる「特定和談事業所」としては、富士勇市、ふじみ野市と強携し14事業所を指定(当前区域4事業所含む)しています。事業が円滑に進むよう運携を深めます。「地域移行支援」、「地域定着支援」についても、隙の指定する「指定一般和談支援事業者」と強携を深めます。

支援を行うにあたっては、利用者の立場に立った効果的な支援が十分にできるよう、自立支援協議会和談支援部会を活用するとともに、周辺自治体との運携も視野に入れた和談支援体制を強化していきます。

#### (5) **障 がい児通所支援**

Tengan 種類	たいわ ねんど 令和3年度		令和3年度 令和4年度 <sup>42.5</sup>		かり ねんど 令和4年度		度
じょうはったつしえん 児童発達支援	241	人自分	283	人日分	333	人日分	
児里発達文援 	22	<del>-</del> 人	24	<b>人</b>	28	I= 6	
がまた。 放課後等デイサービス	1, 315	人日分	1, 574	人日分	1, 884	人日分	
放課後寺アイザーヒス	91	人	103	<u></u>	115	<u></u>	
ほいくじょとうほうもんしえん 保育所等訪問支援	2	人日分	3	人日分	6	にんにちぶん 人日分	
保育所等訪問文援	9	<b>人</b>	19	<u></u>	41	<u></u>	
いりょうがたじどうはったつしぇ A 医療型児童発達支援	0	人日分	0	人日分	0	人日分	
医療型児里発達文援 	0	<b>人</b>	0	<u></u>	0	<u></u>	
きょたくほうもんがたじどうはったつしえん 居宅訪問型児童発達支援	0	人日分	0	人日分	0	人日分	
店七訪問型児里発達支援 	0	Ť.	0	, i.e.	0	<u>Γ</u> .	

「みどり学園」において児童発達支援を行っています。障がい特性を理解した等的性のある人材の確保が課題であり、職員の研修支援とともに、民間委託も視野に入れながら職員の確保に努めます。

版課後等デイサービスについては、利用者が増加しており、節例にあるサービス提供事業者が 継続的に運営できるよう、引き続き支援を行うとともに、利用者のニーズに対応できるよう、近隣 活前のサービス提供事業所とも運携を関っていきます。

#### (6) **障がい児相談支援**

	<sup>れいわ ねんど</sup> 令和3年度	和N 4 年度	令和5年度	
しょう じゃうだんしぇん 障 がい児相談支援	20 人	22 人	24 人	

障がい児科談支援を実施できる「障がい児科談支援事業所」としては、富士勇市、ふじみ野市と進携し 14事業所(当前区域4事業所含む)を指定し、事業が円滑に延むよう進携を深めます。支援を行うにあたっては、利用者の立場に立った効果的な支援が干労にできるよう首立支援協議会の科談支援部会、障がい児支援検討部会を活用するとともに、周辺首結体との運携も視野に入れた科談支援体制を強化していきます。

#### ちいきせいかつしえんじぎょう み こ りょう かくほさく 地域生活支援事業の見込み量と確保策

#### ちいきせいかつしえんじぎょう 地域生活支援事業

しゆべつ	************************************	もくひょうち 目標値			
サービス種別		れいわ ねんど 令和3年度	和4年度	かわる年度	
りかいそくしんけんしゅう けいはつじぎょう 理解促進研修・啓発事業	<sup>う む</sup> 有無	有	有	<sub>あり</sub> 有	
じはつてきかつとうしえんじぎょう 自発的活動支援事業	え む 有無	**L 無	なし 無	* <del>************************************</del>	
きうだんしえんじぎょう 相談支援事業					
しょうがいしゃそうだんしえんじぎょう 障害者相談支援事業	笛所	1	1	1	
ま幹4表がよる点で 基幹相談支援センター	う 有無	有	有	有	
まかんそうだかしるん 基幹相談支援センター等機能強化事業	う 有無	有	有	<sub>あり</sub> 有	
じゅうたくにゅうきょとう しぇんじぎょう 住宅入居等支援事業	う 有無	**L 無	なし 無	<sub>なし</sub> 無	
せいねんこうけんせいとりょうしえんじぎょう 成年後見制度利用支援事業	人数	2	2	2	
いし そううしえるじぎょう 意思疎通支援事業					
しゅかっきゃくしゃ ようゃくひっきはけんじぎょう 手話通訳者・要約筆記派遣事業	人数	402	411	421	
しゅわつうやくしゃせっちじぎょう 手話通訳者設置事業	笛所	1	1	1	
日常生活用具給付等事業(年間件数)					
かいご くんれんしえんようぐ 介護・訓練支援用具	きゅうふけんすう 給付件数	1	1	1	
じりつせいかつしえんようぐ 自立生活支援用具	きゅうふけんすう 給付件数	3	3	3	
ざいたくりょうようとう しぇ んょうぐ 在宅療 養等支援用具	きゅうふけんすう 給付件数	6	9	14	
じょうほう い しそつうしえんようぐ 情報・意思疎通支援用具	きゅうふけんすう 給付件数	5	5	5	
排泄管理支援用具	きゅうふけんすう 給付件数	565	575	586	
ままなくないかっとううをほじょようく 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	きゅうふけんすう 給付件数	1	1	1	
しゅうほうしいなようせいけんしゅうじぎょう しゅうりょうしゃすう 手話奉仕員養成研修事業(修了者数)	にんずう 人数	1	1	1	
いどうしえんじぎょう 移動支援事業	人数	8	9	10	
	じかんすう 時間数	420	440	460	
もいまかっとうしょん 地域活動支援センター	笛所	0	0	0	
その他事業					
にっちゅういちじしえるじぎょう 日中一時支援事業	人数	10	11	12	

<sup>※</sup>数値は年間の見込み。「人数」は実利用人数、「時間数」は延べ利用時間数

#### ■見込み量の確保に向けて

#### 1相談支援事業

3 障がいすべての相談を福祉課で実施しています。また、富士見市との共同で行ってきた相談支援事業を簡単独での委託とし、相談対応人数を増やしてさらに体制を整えました。一人ひとりが、その人の実情に含った的確な情報の提供や相談を、身近なところで気軽に受けられるように、関係機関との連携の強化を図り、総合的な相談・支援体制の発実を図ります。また、地域における相談支援の中稼的な役割を担う「基幹相談支援センター」を設置し、地域の相談支援体制を強化していきます。

#### ②成年後見制度利用支援事業

| 成年後見制度の利用について周知するとともに、利用するための相談、支援に応じていきます。

#### ③意思疎通支援事業

製約筆記者派遣を、埼玉聴覚障害者情報センターに装託し実施します。また、手話通訳者派遣については、富士負市社会福祉協議会に委託し実施します。

動で活動できる通訳者等を養成するため手話通訳者養成講習会、手話奉仕員養成講習会、 要約筆記奉仕員養成講習会を実施します。

#### (まじょうせいかつようくきゅうふとうじぎょう) ④日常生活用具給付等事業

従来から行ってきた事業であり、引き続き、障がいのある人が自常生活を円滑に送ることができるよう、障がいの特性に応じた自常生活角真を給付します。

#### りどうしえんじぎょう 多移動支援事業

登録事業所に補助を行い実施します。引き続き提供事業所が増えるよう、近隣市町と連携し、事業者の確保に努めます。

#### ⑥地域活動支援センター事業

基礎的事業及び機能強化事業については、2市1節(富士負市、ふじみ野市、芝芳町)の記域で「かしの未ケアセンター」が行う同事業に対し補助をしていましたが、利用対象者の障がい、規定より、、一般に28年10月から障害者総合支援の型活介護へ移行しました。

#### ⑦日中一時支援事業

登録事業所に補助を行い実施します。引き続き提供事業者が増えるよう、遊隣市町と連携 し、事業者の確保に努めます。

# けいかく すいしん 計画の推進のために

答様の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、 障が い当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握と反映に努めます。

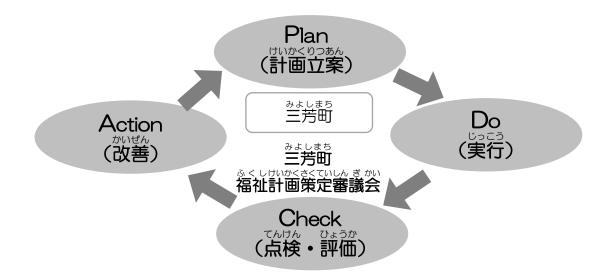
関係機関との進携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。特に、障がい当事者、障がい者支援施設、学識経験者、節、管等の様々な立場からの参画を得て開催されている三芳節地遠首立支援協議会と進携し、地域ネットワークの強化や節、例の地域資源の改善、関係機関の進携の在り汚等、よりよい地域生活支援に向けた課題を検討していきます。

答部署間の綿密な情報交換と強携により、各施策の効率的かつ効果的な推進を図ります。また、すべての職員が障がいのある人に配慮しつつ各首の職務を遂行することができるよう、「あいサポート運動」を推進し、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めていきます。

今後勇込まれる、障がい福祉サービス利用者の増加やニーズの多様化の管でも、必要などに必要なサービスを安定時に利用してもらえるよう、人材や影源の確保等を含め、制度の維持と同じに努めます。

計画策定後は答耀施策の進捗状況、サービスの勇込み量等の達成状況を点検、評価し、その結果に基づいて改善していくという、「PDCA」のサイクルが必要です。

本町においては、デラウルにおける進捗把握とともに、三芳町福祉計画策定審議会を通じて点検と評価、改善策の検討をデいます。



# 「あいサポート運動」について

~ 障がいを知り、共に生きる、地域共生社会を目指して~

誰もが、様々な障がいの特性、障がいのある芳が菌っていることや、障がいのある芳への必要な配慮などを理解して、障がいのある芳に対してちょっとした手助けや配慮などを実践することにより、障がいのある芳が暮らしやすい迅遠社会(発生社会)を響さんと言緒に従っていく運動です。

「あいサポート運動」は、

堂芳町では平成26年10月に「あいサポート運動」の推進に関する協定を鳥取県と締結し、取り組みを進めています。

「あいサポート運動」は、

まず、様々な種別の障がいを知ることからはじめます。

障がいを知ることにより、障がいのある芳が自常生活で困っていることを理解します。 そしてそれぞれに必要な配慮や手動けを、できることから実践していこうという運動です。(特別な技術の取得は不要です。)

「あいサポート運動」を実践していく 汚でを 「あいサポーター」と ∳びます。

管常生活のなかで、障がいのある人が困っているときなどに、ちょっとした手助けをする意欲のある方であれば、誰でもなることができます。「あいサポートバッジ」は、あいサポーターのシンボルバッジです。



「あいサポートバッジ」

(令和3年度~令和5年度)

概要版

は、こう さいたまけんいるまぐんみょしまち 発 行 埼玉県入間郡三芳町

〒354-8555

さいたまけんいるまぐんみよしまちおおあざふじくぼ ばんち 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1

TEL: 049-258-0019 (代表)

FAX: 049-274-1051